

# よくある質問



申込案内に記載している事項もありますが、例年よくあるご質問に関する回答は、下記のとおりです。

## Q 1. 夏休みだけの利用はできますか？

原則できません。

学童保育所で事業が行われる時間は「授業の終了後（放課後）」とされており、そこに土曜日や長期休業期間が含まれるとされています。

学童保育所では、生活基盤である家庭に放課後等保護者がいない場合の居場所として、日々の生活習慣を身につける役割があります。そのため、久山町では、継続的な利用ができるよう施設整備や支援員の増員を行い、学童保育所を必要とする子どもに待機が発生しないよう最大限配慮をしています。

学童保育所を利用する子どもの放課後から長期休業期間、長期休業期間から放課後と切れ目ない生活サイクルができるよう、長期休業のみのお預かりは現在のところ考えておりません。

長期休業のみのお預かりが必要と考えられる場合は、4月からの入所をご検討ください。

## Q 2. 仕事を辞めても預けられますか？

お仕事を辞められた場合は、原則その月末で退所いただきます。

学童保育所は、放課後就労等により家庭に保護者がいない場合の居場所となります。保護者の方がお子さんと過ごせる場合は、家庭が一番の子どもの居場所ですので、継続しての入所はできません。

ただし、引き続き別の仕事をされる場合は、求職活動が証明できる書類の提出により客観的に確認できる場合に限り、最長2か月までは継続入所できます。その間に新たな就労証明書をご提出ください。

（この場合、2か月経過前に就労の内定状況確認を行うこととなります。）

## Q 3. お迎え時間に間に合わない場合はどうすればよいですか？

まず、子どもが通う学童保育所に必ず事前連絡を入れてください。

遅れてお迎えの際は、お迎えに来られたときに延長保育料として500円/回その場で徴収させていただきますので、おつりのないようご準備ください。

申請されているお迎え時間に間に合わないことが多い場合は、降所時間の変更をお勧めします。

なお、開所時間を超える18時30分以降の延長はできませんので、ご理解のうえご了承ください。

## Q 4. 急きよ祖父母やファミサポの方にお迎えをお願いする場合はどうすればよいですか？

その旨、連絡帳に記載いただくか、保護者の方から学童保育所に電話連絡をお願いいたします。

また、お迎えに来られる方に子どもの降所時間を確実にお伝えいただき、延長にならないようご対応をお願いいたします。延長になる場合は、500円/回必要なことも併せてお伝えください。

## Q 5. 子どもはやめたいと言っていますが、保護者としては入所を継続したいです。どうすればよいですか？

まずは、お子さんとよく話してください。

保護者の方のお仕事にお子さんを預かることも学童保育所の役割の一つではありますが、家庭保育同様に子どもたちの自主性を育てる役割も担っています。小学生となり年齢を重ねていくと自主性や自立心が備わってきて、「ひとりでできる」や「家で留守番したい」と思う事は自然なことです。

戸締りなどの家の管理や勉強時間、自由時間など時間の管理、家庭でのルール作りやお子さん気持ちを含め、ご家族でよく話し合って決めてください。

## Q 6. 退所したいときはどうすればよいですか？

原則、毎月の変更等の締切と同様で、その月の20日までに『退所届』と『農協の口座振替（解約）の書類』をご提出いただければ、その月末までのご利用となります。20日を過ぎた場合、おやつの手配等翌月準備に影響がありますので、お受けできません。

併せて、年度末の退所については、1月20日（年度により前後します）までに退所届等のご提出をお願いしています。次年度の継続入所人数の把握と新たな受け入れ人数の把握に必要なためです。

期限を設けることについてご理解のうえご了承ください、お手続きくださいますようお願い申し上げます。